

令和7年4月10日

入札公告

(契約担当官等)
分任支出負担行為担当官
厚木航空基地隊
厚木経理隊長 野田 智恵

次のとおり一般競争入札に付します。

記

調達要求番号	件名・仕様又は規格	単位	数量	履行期限	履行場所
07-1- 1024-8500-0003 -00	精白米	KG	14,000	令和7年5月30日	厚木航空基地隊糧食倉庫

1 参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」でD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有競争参加資格を有するか、申請中である場合は資格決定後、速やかに資格審査決定通知書を提出できる者であること。

(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

2 見積合わせの日時及び場所

(1) 場 所: 神奈川県綾瀬市厚木基地内 海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊入札室

(2) 日 時 令和7年4月25日 10時 00分から

3 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

4 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5 契約書作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要する。

ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

6 適用する契約条項

売買契約一般条項

7 入札・見積書の記載金額

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額(総価)に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する税抜金額を見積書に記載すること。

8 その他

(1) 参加申込時に資格審査結果通知書の写しを提出する。

(2) 仕様書等で同等品が認められ、かつ、同等品にて入札に参加する場合は、書面により同等品であることの申請を行い、承認を受けること。

(3) 郵送による入札書の受領期限は、入札日前日の16時45分までとする。

(4) 契約条項、入札心得及び契約心得は、厚木航空基地隊厚木経理隊契約班で閲覧できるほか、インターネット上に公開している。

(5) 落札者が、6に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(6) 入札に関する問い合わせ先

海上自衛隊厚木航空基地隊厚木経理隊契約班

TEL:0467-78-8611 内線 2448 FAX:0467-78-1048

物品調達要求書

※

令和7年度

※

主管区分 ML-C

支出科目	契約担当官	1	2	3	4	5	受付番号	受付年月日
※ (組織) 防衛本省							○	○
※	分任物品管理官	1	2	3	4	5	調達要求番号	要求年月日
(項) 防衛本省共通費							△ 07-1-1024-8500-0003-00	△
※	請求元	1	2	3	4	5	※請求番号	
(目) 糧食費							※請求元名 厚木厚生隊	※請求年月日
※	(細) 一般糧食費							
物品番号又は参考番号	品名	単位	数量	内 容				
※ MLC N/S	精白米	※ KG	※ 14,000	※ 別紙内訳書のとおり				
予算額	※	希望契約方式	※	受領検査官 官職、氏名	別紙内訳表のとおり			
○ 契約決定通知	契約番号		単価	納期		希望納期	※ 令和7年5月15日 令和7年5月30日	
	契約年月日							
	契約金額	業者住所氏名	備考			納入(引渡)場所	※ 厚木航空基地隊 糧食倉庫	

- 備考 1. 用紙寸法A4判
 2. ※印は請求元において記入する。
 3. △印は調達要求係において記入する。
 4. ○印は契約担当官において記入する。

内 訳 書 (1/1)					調達要求番号		07-1-1024-8500-0003-00
					納品(引渡)場所		厚木航空基地隊糧食倉庫
番号	品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
1	精白米	仕様書のとおり。	kg	14,000			
	以下余白						
		<p>上記について又は同等以上のもの(他社製品を含む)。 なお、同等以上のものを入札する場合は、応札7日前までにカタログ及び機能、性能比較表を契約担当官等に提示し、規格の適合性について承認を得ることとする。また、記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。 包装は商慣習による。</p>					
					小 計		
					消費税額(8%)		
					合計金額		

調達要求番号07-1-1024-8500-0003-00

受領検査官

所 属	階 級	氏 名
厚木厚生隊	海曹長	灘 尾 祐 子
厚木厚生隊	海曹長	菅 原 治 郎
厚木厚生隊	海曹長	井 出 英 克
厚木厚生隊	1等海曹	鶴 田 愛
厚木厚生隊	2等海曹	松 村 知 子
厚木厚生隊	3等海曹	松 岡 正 直
厚木厚生隊	3等海曹	西 村 開 里
厚木厚生隊	3等海曹	副 島 晃

調達要求番号：07-1-1024-8500-0003-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号	N / S	仕様書番号	Y6S-M-24395-02
品名	精白米	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	H27.8.6
		改正年月日	R7.3.31
		単位	KG
		厚木航空基地隊 厚木厚生隊	

1 総則

1.1 規定範囲

この仕様書は、海上自衛隊厚木航空基地隊において調達する精白米について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.2.1 引用文書

- 農産物検査法（昭和26年法律第144号）
- 農産物規格規定（平成13年農林水産省告示第244号）
- 玄米及び精米品質表示基準（平成23年消費者庁告示第6号）

1.2.2 関連文書

- 農産物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）
- 海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）
- 海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27別冊）

2 製品に関する要求

2.1 原料

原料は、単一原料米を使用し、1.2.1 a) 及び b) によるほか、次による。

- 年産 令和6年度産
- 種類 水稻うるち玄米
- 品種銘柄 コシヒカリ、あきたこまち、ひとめぼれ、天のつぶ又は同等以上
- 品位 1等級

2.2 加工法

歩留まり89～91%を標準とする。

2.3 包装

クラフト紙3層製紙袋を使用するものとし、25kg詰めとする。

2.4 表示

1.2.1 c)別記様式1による。

2.5 品質保持期限

厚木航空基地隊糧食倉庫に納品後、定温25℃で6ヶ月以上の品質保持が可能であるものとする。

3 検査

- 受領検査官は、玄米の封袋に印刷されている内容から産地、等級、品質、全ての精米工程等の確認を行う。
- 納品された製品について、疑義が生じた場合は、受領検査官を経由して契約担当官等と協議した

後、DNA鑑定等により納品された製品の再検査を実施するものとする。

なお、再検査に必要な費用は、契約の相手方が負担するものとする。

4 提出書類

提出書類は表1のとおり。

なお、提出書類は、件名、契約番号、契約年月日及び、契約の相手方を明記すること。

表1—提出書類

番号	書類名	提出時期	部数	提出先	備考
1	検査(品質)証明書(玄米)	納品時	1	受領検査官	玄米袋が貼付されていること
2	玄米仕入伝票	納品時	1	受領検査官	
3	とう精作業台帳 またはその写し	納品時	1	受領検査官	
4	検査(品質)証明書(精米)	納品時	1	受領検査官	水分、白度、粉状質粒、被害粒、砕粒、異種穀粒、蛋白質、アミロース及び食味値が記載されていること
5	納品書	納品時	6	受領検査官	1.2.2 C) 海補3021様式

5 納品

- a) 1回の納品数量は、4000～14000kgを見込む。また、納品期日は、事前に受領検査官と調整するものとする。
- b) 納品時に産地銘柄種類毎の玄米袋を各1枚及び検査米(玄米及び精米、各500g)を袋詰めにし、受領検査官へ提出する。

6 その他の指示

精米工場に具備されるべき要件は、次のとおり。

- a) 玄米保管用定温倉庫(10～20℃)を有し、納品予定の玄米を定温倉庫で保管できること。また、精米後の製品を納品までの間、保冷保管できる施設を有していること。
- b) 精米工場は、石抜き機、金属検出機、色彩選別機、ガラス選別機、米質測定器、水分計及び白度計を有していること。
- c) 調達要求数量を納品前日の午前8時30分～午後4時で精米する能力を有すること。
- d) 精米工場及び保管倉庫に野鳥及び害虫対策が行われていること。

7 疑義の協議

この仕様書の内容に疑義を生じた場合は、受領検査官を経由して、契約担当官等と協議するものとする。